

令和8年度愛媛県特別高圧電気料金高騰緊急対策支援金について

【事業の概要】

国際情勢を背景としたエネルギー価格高騰が長期化していることを受け、特別高圧電気料金高騰の影響を受ける中小企業者等を緊急的に支援するため、予算の範囲内で支援金を交付します。

【支援内容】

支援 対象	①愛媛県内の事業所（公立施設・発電施設を除く）において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業者等 ②施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する愛媛県内の商業施設（ショッピングモール）に入居し、当該契約に基づき受電する電力を、電気料金に相当する額の分担により使用する中小企業者等 ③協同組合が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する愛媛県内の工業団地に入居し、当該契約に基づき受電する電力を、電気料金に相当する額の分担により使用する中小企業者等 ※「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主のことをいいます。 ※単価上昇の要件について設定はありません
支援 期間	R8.7～9月使用分（3か月分） ※ 金額の算定期間に令和8年7月1日、令和8年8月1日又は令和8年9月1日が含まれる3か月分の使用料金
支援 金額	特別高圧で受電する電力の月ごとの使用量に各月の支援単価を乗じた額 ① 7・9月使用分 1kWh当たり1.8円（上限額180万円／月） ② 8月使用分 1kWh当たり2.3円（上限額230万円／月） ※ 月ごとの算定額において100円未満の額を切り捨てることとします。 ※ 上限額は、事業所の数にかかわらず、事業者単位での適用となります。
申請 期間	令和8年8月3日（月）～令和8年12月28日（月）
申請 単位	支援期間である3か月分を一括して申請 ※支援対象者の都合により、各月単位で申請を行うことも可能とします。
留意 事項	支援の対象は特別高圧での電力使用です。 ※ 国の支援（値引き）対象となる低圧、高圧での電力使用は対象となりませんので、小売電気事業者等との契約内容を確認の上、申請してください。
特例 申請	特別高圧で受電する商業施設（ショッピングモール）、工業団地に入居している中小企業者等については、特例として、施設の運営者や協同組合が入居者分をとりまとめて申請することが可能です。 ※ 対応については、施設の運営者等にお問い合わせください。

◎詳細及び申請様式等は県ホームページでご確認ください。

①県ホームページのサイト内検索 「特別高圧電気料金」で検索

サイト内検索

②URL

<https://www.pref.ehime.jp/page/152280.html>